

「初回無料」「お試し価格」の広告に注意！ 定期購入のご相談が多数寄せられています！

＜今回の相談事例＞

「まずはお試し初回300円」と広告に書いてあったので、スマホでダイエットサプリを頼んだ。1回きりだと思っていたら、翌月2回目の商品が届いた。電話をすると、2回目以降は高価格で、4カ月の定期購入が条件だという。途中解約はできないなんて、それではお試しとは言えないのではないか。
(60代女性)

【アドバイス】

●お得な料金で購入できる場合は、条件をよく読みましょう！

通信販売を規制する法律は、ネット通販の広告や申し込みの確認画面上に「定期購入であること」「支払総額」「契約期間」その他の販売条件を明記することが義務づけられています。ただ、小さな字で書いてあることが多く、気づかなかったという人も多くいます。

●通信販売はクーリング・オフ制度の適用がありません。

通信販売は、消費者自らが広告等でしっかり検討したうえで購入することができるので、クーリング・オフ制度は適用されません。解約については、業者が記載している返品規約に従うことになります。ただし、契約条件や表示の不備等によっては返品や解約ができる可能性もあります。購入した時に見た画面はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

●困った時は消費生活センターに相談してください。

ニセ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや! (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



まもりん

※消費生活センターでは、出前講座（講師の派遣は無料・15名以上から）のご依頼も受けています。さまざまな事例を知って、備えておきましょう。